

2020 年 3 月 12 日

会員各位

(公社) 全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

(追加) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
雇用調整助成金の特例措置について (情報提供)

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.4)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

先般、全協文書第 B19-0208 号にてお知らせいたしました「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置」に、追加措置が発表されました。

主な追加の内容は、以下のとおりです。

- ・新規学卒採用者など、継続雇用期間が 6 か月未満の労働者も助成対象に
 - ・過去の雇用調整助成金受給から 1 年を経過していなくても助成対象に
 - ・過去の雇用調整助成金の受給日数に関わらず今回の支給限度日数までの受給が可能に
- 特例措置は随時追加等が行われるとされておりますので、詳細は厚生労働省ウェブサイト (下記 URL) をご確認ください。 敬具

【参考】雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【参考 URL】

- ・雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp